

裁判員裁判 レポート

模擬評議について

当会会員 磯野 清華 (61期) ●Seika Isono



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

去る平成29年10月3日から2日間にわたり、東京地方裁判所立川支部にて模擬裁判および模擬評議、法曹三者による反省会が行われた。今回はその内容をお伝えする。

1 事案の概要

被告人はアルバイト先から自転車で帰宅する途中、道路の反対側に被害者を見つけ、急に被害者に抱きつきたいという衝動に駆られた。そして被害者の後を90メートルほど追ひ、暗い小道に入ったところで背後から被害者に抱きつき、服の上から胸を複数回揉んだ。被害者が犯人の顔を見ようと振り向いたため、被告人は右拳骨で被害者の左頬を1回殴った。被害者が地面にうつぶせに倒れたので被告人はさらに胸を複数回揉んだ。被害者はこの際加療約5週間を要する左手首部分の骨折と顔面打撲等の傷害を負った。なお被害者は、普段は履かないヒールが8センチメートルある靴を履いていた。

被害者が大声で助けを求めたので被告人が走って逃げようとしたところ、駆け付けた警察官によって逮捕された。事件後、被告人は、被害者に謝罪文を書き、被害弁償として80万円を用意したが、被害者は受け取らなかった。また、被害者は本件被害によって1か月ほど休職し、事件後1人では外出できなくなった。そして、左手首の骨折の影響で歯科衛生士の仕事に支障が出た。

被告人は、強制わいせつ致傷で起訴された。

本件では事実に争いはなく、量刑が争点となった。

2 審理

1 証拠調べ (検察官請求証拠)

証拠調べでは、検察官請求証拠として、告訴状、被害現場の捜査報告書、傷害結果の捜査報告書が取り調べられ、弁護人請求証拠として示談経過に関する弁護人作成の報告書および被告人作成の謝罪文が取り調べられた。

被害者の尋問、被告人質問に続き、被告人の兄が証言した。これまで被告人に援助はしてこなかったが、これからは支援したい、現段階で援助できる金額は10万円程度であるが、家を借りる際の保証人にはなれるなどと証言した。

2 論告・弁論

(1) 論告

検察官は、①動機が悪質(自己の性的欲求を満たすだけの犯行)、②犯行態様が悪質(被害者を追跡して暗い場所で犯行におよんでいることから計画性あり、わいせつ行為が執拗)、③結果が重い(加療約5週間の怪我、示談ができていない)ということを挙げ、これらのことから執行猶予がつかない範囲の量刑とすべきであると主張した。

被害者感情が激しいこと、兄の監督には実効性がないこと、示談が成立していない以上被害弁償の提供は重視すべき事情ではないことを挙げ、懲役4年を求刑した。

(2) 被害者参加制度に基づく意見陳述

被害者参加弁護士は、本件は量刑グラフにしたがって刑を決めるべきではなく、被害者は被告人に一生刑務所に入っていてほしいと考えている旨を述べた。

(3) 弁論

弁護人は、量刑グラフ上、半数以上が執行猶予になっていることを述べ、本件では、①計画性がないこと、②行為態様が悪質ではないこと（わいせつの態様は胸を揉むという比較的軽いもの）、③結果が軽いこと（傷害の結果発生は偶発的なもの）とし、本件はグラフの中でも軽い部類に属すると主張した。その上で、前科がないこと、謝罪文を書き被害弁償の準備を終えていること、兄の援助および監督が期待できることから執行猶予付判決を求めた。

(4) 被告人の最終意見陳述

被告人は、本件犯行を反省していることを述べた一方、被害者が骨折したのは自分に責任がないことや、示談できなかったのは金額が低かったからだと述べた上で、執行猶予にしてほしい旨を述べた。

3 評議

1 罪となる事実の認定および量刑の考え方

どの証拠でどの公訴事実を認定できるかの検討をした上で、量刑の基本的な考え方について、裁判官から、犯罪行為の重さに応じた適切な刑を科すという基本的な流れの説明があった。具体的には、①動機、②行為態様の悪質性、③結果の重大性を考慮して大まかな量刑の範囲を決め、その後一般情状を考慮してさらに範囲を絞り込むとされた。

2 具体的な検討

(1) 動機

強制わいせつ事案において犯人が自己中心なことはどの事案でも同じであるため、特に重い刑を科すための事情とはならないとされた。

(2) 行為態様の悪質性

①90メートルにわたって被害者を追いかける

行為に計画性があるか、②胸を複数回揉み、顔面を殴る行為が悪質と言えるかの2つに分けた。

このうち①については、わいせつな行為をしようという気持ちが被害者を見て生じたのだから計画性があるとは言えないという意見が多く出され、計画的な犯行ではなく衝動的な犯行であるとされた。

②については、さらに被害者の顔面を殴った行為と被害者の胸を揉む行為の2つに分けて検討した。殴った行為については、被害者が顔面は骨折をしておらず医師も治療するほどのものではないと診断していることから、殴った力は強くないとの意見が出た。他方で、被害者が殴られたことで倒れているので、殴った力は強いとの意見も出たため、この段階では結論を出さなかった。胸を揉む行為については、顔面への殴打の前後に複数回胸を揉んでいることから執拗な行為ではあるものの、他方で他のわいせつ事案にあるように、胸を直接揉んだり、服を脱がせたり、陰部を直接触ったりしていないため、わいせつな行為の中では比較的軽い行為であるとされた。

そして、わいせつの態様が軽いことから、殴った行為も含めて悪質な態様とまでは言えないとされた。

(3) 結果の重大性

①骨折の結果、②仕事への影響、③精神的なショック、④被害者の感情、⑤被害弁償の5つに分けて議論がなされた。

①骨折の結果については、被害者が8センチのヒールのある靴を履いていたことも骨折の原因の1つであり、傷害の結果は重いが偶発的に生じたものであるとされた。

②仕事への影響については、骨折によって影響は生じているものの、強制わいせつの保護法益を考えると仕事に生じた影響を重大な結果と評価すべきでないと言われた。

③精神的なショックについては、どの犯罪でも被害者はショックを受けるので特に重い事情として考えるべきではない、ショックを受けたという客観的な証拠（例えば心療内科の診断書）がないとの意見があり、強

く考慮すべきではないとされた。

- ④被害者の感情については、被害者参加制度の趣旨は分かるが量刑グラフの幅を超えてまで考慮すべきではないとされた。
- ⑤被害弁償については、まずこれを結果の重大性として考えるべきかという議論になった。この点は弁償をしたからと言って結果が重大でなくなるわけではないとの意見があり、被害弁償がなされていない事実を結果の重大性として考慮すべきではないとされた。

3 量刑の幅についての検討

上記犯情事実に関する検討を前提に、量刑グラフの中でどのあたりに本件が位置付けられるかの検討が行われた。

グラフの類型を①執行猶予を含む懲役3年以下、②懲役4年から7年、③それ以上の3つに分けた。その上で仮評決が行われ、軽い類型が6人、中程度の類型が1人、3年から4年の実刑が1人となり、①の類型の中で話を進めることになった。

4 一般情状についての検討

①被害弁償ができていないこと、②兄の監督支援、③前科がない、④被告人の反省、⑤再犯可能性の5つに分けて検討することになった。

- ①被害弁償ができていない点については、被告人は被害弁償の提示をしており反省の気持ちは示しているから、被害者に受け取ってもらえなくても刑を重くすべきではないという意見があった。それに対しては、実際に受け取っていない以上、良い事情として考慮すべきではないとの意見があった。また、反省の気持ちをそもそも良い事情として考慮すべきではないという意見があり、それに対しては、反省していない人としている人とが同じ刑であるのはおかしいという意見があった。結論として、どの程度考慮すべきかは別として考慮すべきとされた。
- ②兄の監督および支援については、今までの付き合いが浅いので実効性が期待できない、口では支援すると言っているが具体的な援助のイメージが湧かないとして否定的な意

見があった。他方で、兄が被告人の唯一の肉親であること、被告人が家を借りるときは保証人になると言っていることから支援が期待できるとの意見もあり、一定程度は監督および支援が期待できるとされた。

- ③前科については、前科のある人よりは再犯可能性が低い、前科のない人に1回やり直しのチャンスを与えることは良いことであるという意見があり、前科がないことを良い事情として考慮することになった。
- ④被告人の反省については、まず前提として反省は良い事情として考慮すべきであり、どの程度考慮するかが問題であるとの説明が裁判官からなされた。その上で、被告人が最後に自分は骨折に関しては悪くないと言っていたがそれは反省していないからだ、反省文は弁護人の助言を受けて作成したように見える、今後の更生が兄頼みになっているなどの意見があり、これらのことから、全く反省していないとは言えないが十分に反省しているとは言えず、大きく考慮することはできないとされた。
- ⑤再犯可能性については、再犯の心配はあるもののその可能性が高いとまでは言えないとされた。

ここまで検討したところで仮評議が行われ、全員が執行猶予相当とした。

5 具体的な刑の決定

- ①保護観察をつけるべきか、②主刑の長さ、③執行猶予期間の長さを検討することになった。
- ①保護観察をつけるべきかについては、つけるべきという意見の理由として、被告人を見守るのは兄だけでは物足りない、再犯の可能性もある、被告人の反省が軽い、肉親と第三者とでは監督の実効性が違うというものも挙げられた。他方で、つけるべきではないという意見の理由として、保護司も常にそばにいるわけではない、兄の監督が十分期待できる、再犯の可能性はあまり高くないというものが挙げられた。評決では、保護観察をつけるべきが2人、つけないべきが7人となった。

- ②主刑の長さについては、まず意見を出し、3年が4人、2年が4人、1年半が1人となった。3年の理由としては、怪我が重く犯行現場が暗い道であり行為責任が重い、怪我が重く被告人がやったことが軽くはない、執行猶予をつけるので主刑は長くて良いというものがあった。2年の理由としては、初犯である、3年は長すぎるというものがあった。1年半の理由としては、主刑を短くする代わりに執行猶予期間を長くすることが被告人の更生につながるというものがあった。その後評決を行い、3年が7人、2年半および2年が各1人となった。
- ③執行猶予についても同様にまず意見を出したところ、5年が3人、4年が6人となった。5年の理由としては、被告人の更生や被告人の反省を促すためには長ければ長い方が良いというものがあった。4年の理由としては、猶予の期間は主刑より少し長いくらいで良い、猶予をつけることができる上限ぎりぎりの事案であるとは言えないというものがあった。その後評決を行い、5年が3人、4年が6人となった。

6 判決

主文は、懲役3年未決勾留日数中220日算入執行猶予4年となった。

4 裁判員の感想

裁判員の感想で多数を占めたのは、良い経験をした、人の人生を決めることの重大性を感じた、自分の感じたことと実際の判断基準とが異なっていたので判断が難しかったというものであった。

行為責任という概念が理解しやすかったかという質問に対しては、説明自体は分かったが普段しない考え方なので難しかった、当初は分からなかったが評議を進めていく中で少しずつ分かっていった等の意見があった。

その他、法律用語が分かりにくかったので用語の手引きがあると良い、動作に関しては写真より動画の方が分かりやすいという意見もあった。

5 反省会

模擬評議後に、法曹三者で反省会が行われた。

裁判所からは、検察官も弁護士もメモの内容や話の内容がとても分かりやすかったとの評価を受けた。評議では主張評価型になるので、双方の主張がかみ合うと評議を進めやすい、例えば被告人が被害弁償をしなかったことがどうして刑を重くすべきなのか、反対に被害弁償の用意をしたことがどうして刑を軽くすることになるのか、検察官・弁護士双方に示してほしいとの指摘があった。

また、論告や弁論のメモに関し、細かく記載する必要はないが、そこに書かれていない項目については評議で検討されないとの意見が出された。

6 終わりに

今回評議を傍聴して感じたことは、裁判員はそれぞれ自分の意見を自由に言っていたこと、想像以上に細かく事実認定および事実の評価をしているということであった。今回の模擬評議が少しでも皆さんの弁護活動のお役に立てれば幸いである。